

こ政号外
令和2(2020)年5月15日

各認可外保育施設 設置者 様

栃木県保健福祉部 こども政策課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（依頼）

日頃から県の子ども・子育て支援に係る行政の推進に御協力を賜り感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2(2020)年5月14日の国の緊急事態宣言の区域変更により、本県は緊急事態措置を実施すべき地区から除かれました。これを受けて、今後の対応について、別添のとおり定めましたのでお知らせします。

なお、令和2年5月14日付けで、厚生労働省から「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」通知がありましたので送付します。

つきましては、通知の内容等に御留意の上、下記のとおり適切に御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 施設の開所等の判断について

- ・ 感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いします。
- ・ 指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市町の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられます。

登園自粛をお願いするか否かの判断は、市町において行うとされており、同じ県内であっても市町の位置（緊急事態措置対象の県に隣接するなど）や感染者の発生状況が異なり、また、保育所等ごとにスペース（広さ）や利用人数等が異なることから、それぞれの状況を踏まえて判断されます。

つきましては、貴施設所在の各町子ども・子育て支援事業主管課に確認の上、各町の対応を参考に、各施設において適切に御判断くださいますようお願いいたします。

- ・ 登園自粛を求めることとする場合においても、必要な方に保育が提供されないことがないように、十分御配慮くださるようお願いいたします。

2 施設における感染予防について

- ・ 別添「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aについて（第四報）」（令和2年5月14日付け事務連絡）の問5やこれまでの通知等に基づき、感染予防に取り組んでいただくようお願いします。
- ・ 人との接触を減らす観点から、園児の登降園の時間を可能な限り分散させること、イベントの開催に際して参加人数を抑えることや参加者間のスペースを確保することなどについても、適切な対応をお願いします。

こども政策課
子ども・子育て支援班
TEL:028-623-2064
FAX:028-623-3070